

## 答申第135号（諮問第192号事案）

### 答 申

#### 第1 審査会の結論

宮城県知事の決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成23年12月9日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「行政書士法第14条の3第1項に基づき、〇〇が平成〇〇年〇〇月頃宮城県に対して通知した文書（情報公開条例第8条第1項第2号の非開示情報を除くが、申立人〇〇は判明している。）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、条例第11条の規定により、本件開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるとして、行政文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年12月19日、行政文書の存否を明らかにしない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

情報公開条例第11条該当

本件開示請求は、特定個人を名指ししての請求であり、このような請求に対しては、対象行政文書の存否を明らかにすることにより、同第8条第1項第2号により非開示とされるべき個人情報を開示することとなり、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成24年2月17日付けで異議申立てを行った。

#### 第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 開示請求人は、被調査人（被請求人）であり、第三者からの開示請求とは本質的に異なる。開示を求める文書は、私が被調査人（被請求人）となっている文書のみである。

(2) 正当な懲戒請求をする上で、請求人名を明らかにすることは当然であり、開示されることにより、請求人の権利利益を害することにはならない。

(3) 請求人名は、宮城県が〇〇に〇〇した文書（市町村第〇〇号平成〇〇年〇〇月〇〇日）に、〇〇氏と〇〇氏の記載があり、既に明らかになっている。加えて、〇〇の〇〇の〇〇に文書が発表されている。

(4) 宮城県総務部市町村課長作成被調査人あての文書（市町村号外平成〇〇年〇〇月〇〇日）〇〇において、「〇〇氏は、〇〇と主張しておりますが」と記載されている。開示請求に係る文書が、〇〇氏作成であることは既に明らかである。

被調査人である私にとっては、〇〇氏作成の行政書士法第14条の3第1項に基づく懲戒請求の書面があることは既に明らかであり、かかる文書の存否を明らかにしても、〇〇の権利利益を何ら害しない。

(5) 以上から、宮城県に通知した文書を開示しても、請求人の権利利益を害することはない。よって、本異議申立てにより、前記通知文書を全面開示することを求める。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 行政書士法第14条の3第1項に基づく通知について

行政書士法（以下「法」という。）第14条の3第1項では、「何人も、行政書士又は行政書士法人について、第14条又は前条第1項若しくは第2項に該当する事実があると思料するときは、当該行政書士又は行政書士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる」とされており、法若しくはこれに

基づく命令，規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったと思料する場合は，何人も，当該行政書士が所在する都道府県知事に対し，当該事実を通知し，適切な措置を求めることができるものである。

また，都道府県知事は，当該通知があったときは，法第14条の3第2項の規定により，通知された事実について必要な調査をしなければならないこととされている。

なお，行政書士について，法若しくはこれに基づく命令，規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは，都道府県知事は，当該行政書士に対し，戒告，2年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができることとされている。

## 2 条例第11条の妥当性について

法第14条の3第1項では，法若しくはこれに基づく命令，規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったと思料する場合には，何人も都道府県知事に対し，当該事実を通知し，必要な措置を求めることができることとされているが，本件開示請求は，当該行為を行った特定個人を名指ししての請求である。

このことから，対象文書が存在しているか否かを回答するだけで，法第14条の3第1項に基づく通知を行った特定の個人が識別され，又は識別される可能性があり，かつ公開され，若しくは公開することも予定されていないものであり，個人の権利利益が害されるおそれがある。

条例による開示請求は，何人もすることができることとされており，開示・非開示等の判断は，請求人が何人であるかを問わず，同一でなければならない。

異議申立人に対しては，法第14条の3第1項に基づく事実が実施機関に対して通知されたことにより，法第14条の3第2項に基づく調査を実施し，通知した者は明らかにしないで，通知された事実のみを伝えたものである。

本件開示請求は，異議申立人が調査対象であるために知り得た情報をもって，対象文書を通知した者を推定し請求するものであるが，条例の開示・非開示等の判断は請求人が何人であるかを問わず，同一でなければならないことから，本件開示請求については，行政文書の存否を明らかにしないことと決定したものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈され，かつ，運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って条例を解釈し，以下のとおり判断するものである。

## 2 行政文書の存否を明らかにしない決定について

条例第11条は，「開示請求に対し，当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，非開示情報を開示することとなるときは，実施機関は，当該行政文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる」と規定している。通常，行政文書の開示請求があったときは，実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で，行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定，行政文書を開示しない旨の決定又は行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をすべきであるが，例えば，特定の個人の病歴に関する情報など，情報の性質によっては，行政文書が存在するか否かを回答しただけで非開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ，ひいては非開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。同条は，そのような場合，行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定ができる旨を定めたものである。ただし，同条の規定は例外的なものであり，その適用に当たっては，これを厳格に解釈し，濫用することのないようにしなければならない。

本件開示請求は，「行政書士法第14条の3第1項に基づき，〇〇（以下「本件特定個人」という。）が平成〇〇年〇〇月頃宮城県に対して通知した文書」に係るものであり，実施機関は，本件特定個人が法第14条の3第1項の規定に基づき実施機関に対して通知した文書が，実施機関において存在するか否かという情報が，条例第8条第1項第2号の規定に該当するとして条例第11条の規定を適用しているので，以下その該当性を検討する。

## 3 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項は，「実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない」と規定

し、また、その第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」と規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに、条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

本件開示請求は、個人を特定した上でなされており、本件特定個人が法第14条の3第1項の規定に基づき実施機関に対して通知したか否かに関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、条例第8条第1項第2号本文の規定に該当し、同号ただし書イの規定には該当しない。また、本件特定個人は、同号ただし書ロに規定する公務員等にも当たらない。

したがって、個人を特定した上で行った本件開示請求については、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、本件特定個人が法第14条の3第1項の規定に基づき実施機関に対して通知した事実の有無を答えることと同様の結果が生じ、条例第8条第1項第2号の非開示情報を開示することとな

るため、条例第11条の規定により本件開示請求を拒否したことは妥当であると認められる。

#### 4 法第14条の3第1項の規定に基づく通知の対象となる者からの開示請求について

異議申立人は、異議申立人が本件特定個人が法第14条の3第1項の規定に基づき実施機関に対して行った通知の対象となる者であることから、当該通知の事実は既に明らかであり、文書の存否を明らかにしても、本件特定個人の権利利益を害することはない旨を主張しているため、この点について検討する。

条例は、広く何人に対しても請求目的を問わず開示請求権を認めており、他方、行政文書に記録されている個人情報については、条例第8条第1項第2号ただし書の除外条項に該当するもの以外は開示しないことを定めている。したがって、たとえ本人の自己情報に関する開示請求であっても、それについて何ら例外規定を設けていないことから明らかなように、行政文書を開示するか否か等の判断に当たっては、客観的な基準をもって判断すべきものであり、開示請求者が誰であるかにより開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、「本件特定個人が法第14条の3第1項の規定に基づき実施機関に対して通知した文書が、実施機関において存在するか否か」という情報は、条例第8条第1項第2号本文の規定に該当し、同号ただし書の規定に該当せず、非開示情報に該当する。

したがって、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで非開示情報を開示することになるとして、条例第11条に規定する行政文書の存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

### 第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 2. 23	○諮問を受けた（諮問第192号）。
24. 4. 25 (第308回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 5. 23 (第309回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 6. 25 (第310回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成24年7月24日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	
杉山茂雅	法律家	
布田勉	学識経験者	会長職務代理者
森山博	法律家	会長
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)